

鳥取県総務部建築設計等業務簡便型総合評価入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、総務部(各総合事務所環境建築局又は東部建築住宅事務所を含む。以下同じ。)が発注する建設工事に係る建築設計等業務の落札者を簡便型総合評価入札(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札であって、落札者決定の基準を数式等により明確にする等した本県独自の制限付一般競争入札(地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき入札参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。)をいう。以下同じ。)により決定する場合について、当該入札に係る調達公告(以下「調達公告」という。)、平成24年鳥取県告示第223号(測量等業務の制限付一般競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等について)で規定するもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語の意義は、鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則(平成19年鳥取県規則第76号。以下「入札規則」という。)で使用する用語の例による。

(対象業務の選定方法)

第3条 簡便型総合評価入札に付する建築設計等業務(以下「対象業務」という。)は、当該建築設計等業務の予定価格が900万円以上である県内向け建築関係建設コンサルタント業務(設備設計業務、工事監理業務、耐震診断業務、耐震補強計画業務及び保全関係業務を除く)の中から、発注機関が選定するものとする。

(入札参加条件)

第4条 対象業務の受託者を決定しようとするときは、次に掲げる入札参加条件を設けるものとする。

(1) 単独・共同企業体の別

発注機関は、業務内容等に応じ、単独・共同企業体の別を、いずれか又は両方設定すること。

(2) 共同企業体の要件

共同企業体として入札参加する場合は、各構成員の出資比率が均等割り額の10分の6以上、かつ、出資比率の最も大きい構成員(当該構成員が複数あるときはそのいずれか)が代表構成員であること。なお、調達公告日の属する同一年度において、共同企業体の各構成員、出資比率、代表構成員は同一とすること。

(3) 本店の所在地

県内に本店を有する有資格者であること。

(4) 低価格入札者等の条件

鳥取県総務部建築設計等業務成果品重点確認実施要綱(平成19年8月10日付第200700074785号鳥取県総務部長通知。以下「成果品重点確認要綱」という。)に定める成果品重点確認入札者又は鳥取県総務部建築設計等業務低入札価格調査要綱(平成29年3月30日付第201600196081号鳥取県総務部長通知)に定める低価格入札者は、当該建築設計等業務の落札者としなければならない場合があること。

(5) 技術者の保有等の要件

鳥取県測量等業務制限付一般競争入札実施要綱(平成19年8月1日付第200700065699号県土整備部長通知。以下「実施要綱」という。)別表第4に規定する建築関係建設コンサルタント業務の要件を満たしていること。

(6) 同種業務実績

実施要綱第5条第2項第3号の規定に準じて、業務の難易度・規模に応じて過去10年間の受

注実績又は常勤の技術者の管理技術者又は担当技術者としての履行実績を求めること。

(7) 配置技術者等の要件

ア 実施要綱第5条第2項第4号の規定に準じて、業務の難易度・規模に応じて配置予定技術者の特定資格及び過去10年間の同種業務の履行実績を求めること。

イ 配置技術者等は、県内の事務所等の常勤の技術者であること。

ウ 入札参加者の管理技術者（以下「配置技術者」という。）が、総務部発注の建築関係建設コンサルタント業務（入札書提出期間の前日までに落札決定され、かつ、業務完了通知書が提出されていない業務に限る。）において配置技術者として選任されている予定価格が900万円以上の業務（以下「配置技術者の手持ち業務」という。）の件数が3件未満、かつ、合計金額が35百万円未満であること。

これには単独受注、共同企業体での受注のいずれも含まれ、共同企業体の場合、出資割合による契約金額の按分は行わない。

(業務分野等の設定)

第5条 対象業務の業務分野及び有効資格は、別表第1のとおりとする。

(落札者の決定)

第6条 発注機関は、簡便型総合評価入札に係る業務の予定価格の範囲内で有効な入札をした者について、その者の提示した入札書に基づき、第1号に掲げる項目を第2号に定める方法で採点評価し、第3号に定める方法で審査した後に評価点数が最高の者を落札者とする。

(1) 評価項目

ア 入札価格点数 入札書に記載された入札価格

イ 技術点数

(ア) 技術者数

(イ) 配置技術者の資格・実績（配置技術者の候補者が複数ある場合は、技術点数が低いものの資格・実績とする。）

(ウ) 県が発注した随意契約、限定公募型指名競争入札、制限付一般競争入札及び簡便型総合評価入札により落札し、調達公告日までに業務完了通知書が提出されていない業務の件数（以下「会社の手持ち業務件数」という。）

(エ) CPD登録者人数（年10単位以上取得している者に限る）

(オ) 男女共同参画推進企業認定の有無

(カ) 資格停止等の有無

(キ) 県が発注した建築設計等業務の会社の業務成績評定点

(2) 評価方法

ア 入札価格点数

入札価格点数は、60点を上限として成果品重点確認要綱第2条に規定する成果品重点確認価格を、その入札参加者が提示した入札額で除して得た数に60を乗じた数（小数点以下2位未満の端数は、切り捨てる。）とする。

イ 技術点数

技術点数は、別表第2に定める採点基準により採点を行った数（小数点以下2位未満の端数は、切り捨てる。）とする。

ウ 評価点数は、ア及びイの算定結果を次の算式により算定した数（小数点以下2位未満の端数は、切り捨てる。）とする。

入札価格点数 + 技術点数

(3) 審査方法

評価点数の最も高い者が、当該入札案件に係る調達公告で示した入札参加者の条件（以下「資

格条件」という。)を具備しているか否かの審査を行うものとする。

なお、資格条件を満たさない場合は、その者を失格又は無効とし、次に評価点数の高い者を審査し、資格条件を具備する者のうち評価点数の最も高い者が確定されるまで審査を行うものとする。

(調達公告等)

第7条 発注機関は、対象業務を入札に付そうとするときは、入札参加条件その他対象業務の公募に関し必要な事項を調達公告に記載し、発注機関の事務所の掲示板、又はインターネットの県ホームページ(以下「入札情報HP」という。)に掲示するものとする。

(応募書類等の提出)

第8条 簡便型総合評価入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、調達公告で定める応募書類のほか、簡便型総合評価入札参加申込書作成要領等に従い技術評価点に関する調書(様式第1号)を作成し、調達公告で定める期日までに発注機関に提出するものとする。なお、共同企業体で簡便型総合評価入札に参加する場合には、各構成員別に調書を作成するものとする。

2 入札参加者は、虚偽の応募書類の提出又は鳥取県の入札において恒常的に配置技術者の事後変更を繰り返すなど悪質性が高い場合は、鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱(平成20年5月1日付第200700191955号鳥取県県土整備部長通知。以下「資格停止要綱」という。)に基づき資格停止等を行う場合がある。

(入札、開札及び落札)

第9条 入札を執行する職員(以下「入札執行者」という。)は、簡便型総合評価入札において入札書を開札したときは、その入札状況(応札者、入札価格、第6条第1項第1号に規定する評価項目毎の評価点数及び落札予定者をいう。)を入札参加者全員に通告した上で落札の決定を保留する。ただし、電子入札の場合にあつては、当該通告に替えて、入札参加者全員に落札の決定を保留した旨の通知を電子入札システムにより送信するものとする。

2 入札参加者は、開札前又は落札の決定を保留した旨の通知を受けた後に配置技術者の手持ち件数が上限を超えることが明らかとなった場合は、速やかに入札執行者へ申し入れること。

(入札状況等の公表)

第10条 入札執行者は、第9条の規定により落札決定を保留したときの入札状況及び第6条の規定により落札者を決定したときの入札状況を入札情報HPに登録し、公表するものとする。

(入札結果に係る疑義の申出)

第11条 簡便型総合評価入札の参加者は、入札結果に疑義があるときは、前条の規定に基づき入札情報が公表された日(当該日が鳥取県の休日定める条例(平成元年鳥取県条例第5号)第1条に規定する県の休日(以下この条において「休日」という。)である場合は、その翌日以降で休日に当たらない日とする。)の午後4時までに発注機関に対して書面により当該入札結果に対する説明を求める旨の申出をすることができる。

2 発注機関は、前項の申出があつたときは、当該申出の日から起算して6日(休日を除く。)以内に書面により回答するものとする。この場合において、発注機関は、必要があると認めるときは、資格審査委員会(鳥取県建設工事等資格審査委員会運営要領(平成22年3月30日付200900207123号鳥取県県土整備部長通知)に基づき発注機関が設置するものをいう。)に当該申出の内容を報告し、その後の対応を協議するものとする。

(落札決定)

第 12 条 入札執行者は、前条第 1 項に定める日までに入札参加者から異議申出がないとき、又は異議申出の内容に理由がないと認められる場合であって、第 6 条により落札予定者が決定している場合、落札予定者に対し落札決定を行うものとする。

2 入札執行者は、異議申出の内容に落札決定を否とする理由があると認めるときは、資格審査委員会に報告し、その後の対応を協議するものとする。

(配置技術者の事後変更)

第 13 条 簡便型総合評価入札において、落札の決定を受けて建築設計等業務を受託した者が、その後やむを得ない事由により配置技術者を変更する場合の取り扱いについては、建築設計業務の共通仕様書の記載によることとする。

2 発注者が配置技術者の変更を承諾する場合は、変更となる配置技術者が、受託者が入札時に提示した配置技術者の有する資格・実績の技術点数と同点以上の資格・実績を有する者である場合（以下「同点以上の配置技術者」という。）とする。ただし、同点以上の配置技術者を配置できない場合、受注者は発注機関に協議するものとする。

3 簡便型総合評価入札において、落札の決定を受けて測量等業務を受託した者は、配置技術者の選任通知書を当初契約日に提出するものとする。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 30 年 4 月 1 日以降に調達公告を行う建築設計等業務から適用する。

附 則

この改正は、令和 3 年 4 月 1 日以降に調達公告を行う建築設計等業務から適用する。

附 則

この改正は、令和 4 年 4 月 1 日以降に調達公告を行う建築設計等業務から適用する。

附 則

この改正は、令和 5 年 8 月 1 日以降に調達公告を行う建築設計等業務から適用する。

別表第1（第5条関係）

業務分野の有効資格

業務分野	技術者1	技術者2	技術者3
建築設計業務	一級建築士	二級建築士	構造又は設備一級建築士

別表第2（第6条関係）

技術点の採点基準

配点の要素	配点					
技術者数1 (一級建築士)	1.0点/人 (上限10人)					
技術者数2 (二級建築士)	0.6点/人 (上限5人)					
技術者数3 (構造又は設備一級建築士)	0.2点/人 (上限5人)					
技術者数4 (建築設備士)	0.1点/人 (上限5人)					
技術者数5 (積算資格者、CASBEE評価員)	0.1点/人 (上限5人)					
配置技術者 (管理技術者)	一級建築士 (10年以上)			一級建築士 (5年以上)		
	3点			1.5点		
	同種業務における配置技術者として成績評定80点以上の業務件数					
	5件以上	4件	3件	2件	1件	0件
	5点	4点	3点	2点	1点	0点
会社の 手持ち業務件数	-3点×会社の手持ち業務件数					
CPD登録者人数	3人以上			3人未満		
	1点			0点		
男女共同参画 推進企業認定	認定済			未認定		
	1点			0点		
資格停止等	なし	2週間 以下	2週間超～ 1月以下	1月超～ 2月以下	2月超～ 3月以下	3月超
	0点	-1点	-2点	-3点	-4点	-5点
会社の 業務成績評定点	$15点 \times \left\{ \frac{\text{過去暦年3年間の評定平均点}-65点}{35} \right\}$					

注) 1 「技術者数1」は、18の表中において定める一級建築士の条件に該当する技術者の合計人数とする。

2 「技術者数2」は、18の表中において定める二級建築士の条件に該当する技術者の合計人数とする。

- 3 「技術者数3」は、18の表中において定める構造又は設備一級建築士の条件に該当する技術者の合計人数とする。
- 4 「技術者数4」は、18の表中において定める建築設備士の条件に該当する技術者の合計人数とする。
- 5 「技術者数5」は、18の表中において定める積算資格者・CASBEE 評価員の条件に該当する技術者の合計人数とする。
- 6 「技術者数1」～「技術者数2」については、技術者の重複計上を認めない。
- 7 「技術者数3」～「技術者数5」については、「技術者数1」又は「技術者数2」の技術者と重複計上を認めるものとする。
- 8 配置技術者（管理技術者）の「同種業務における配置技術者として成績評定点80点以上の業務件数」とは、過去5年間に県が発注した業務のうち、建築設計業務の配置技術者として従事した業務（担当技術者として従事した業務を含む。）において、成績評定点80点以上の業務件数をいうものとする。なお、対象となる業務実績については、所属する会社と同じであることを必要としない。
- 9 「過去5年間に県が発注した業務」とは、調達公告日の5年前の日の属する年度の4月1日から入札書提出期間の前日までの間に業務の当初契約日から検査結果通知日までが含まれる業務をいう。
- 10 配置技術者（担当技術者を含む。）の実績について、業務の履行期間中に、交代等により当該技術者として配置されていない期間のある者については、その者が当該業務に当該技術者として配置されていた期間が履行期間の半分を超える場合に限り、認めるものとする。
- 11 「会社の手持ち業務件数」は、県が発注した随意契約、限定公募型指名競争入札、制限付一般競争入札及び簡便型総合評価入札により調達公告日の属する年度の期間（以下「本年度」という。）において落札し、調達公告日までに業務完了通知書が提出されていない業務（設計又は工事監理業務）を対象とする。なお、会社の手持ち業務件数による減点は、次のとおり算出するものとする。

$$(\text{会社の手持ち業務件数による減点}) = \{ \text{単独での受注実績件数} \times (-3 \text{点}) \} + \{ \text{共同企業体での受注実績件数} \times \text{出資割合} \times (-3 \text{点}) \}$$
- 12 「会社の業務成績評定点」は、建築関係建設コンサルタント業務（建築設計業務（Aランク発注））の委託に係るものに限るものとする。
- 13 「資格停止等」とは、鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱（平成20年5月1日付第2007001919155号鳥取県県土整備部長通知。以下「資格停止要綱」という。）に定める資格停止等をいい、資格停止等を受けた期間（以下「資格停止期間」という。）に応じ資格停止期間の2倍の期間において減点する。
- 14 「過去暦年3年間の評定平均点」は、本年度の直前の3年間（暦年）に行われた検査の評定点の平均とする。この場合において、その配点が0点以下となる場合又は新規参入業者に対して配点を行う場合は、0点とする。
- 15 共同企業体の場合は、次の表により各配点要素を決定する。

配点の要素	決定方法
技術者数	各構成員の技術者数の合計値により決定
配置技術者の資格・実績	共同企業体の中から選任された配置技術者の資格・実績により決定
会社の手持ち業務件数	各構成員の手持ち業務件数の合計値により決定
CPD登録者人数	代表者の登録者人数で決定

男女共同参画推進企業認定	代表者の認定状況により決定
資格停止	代表者の資格停止期間により決定
会社の業務成績評定点	代表者の業務成績評定点により決定

- 16 成果品重点確認業務の場合、手持ち業務件数による減点は、10点／業務とする。
- 17 CPD登録者人数は、建築士会CPD制度、建築CPD運営会議等が証明するCPD認定時間数が10単位（時間）／年を有する者の人数が3人以上の場合は、1と記載するものとする。
- 18 次の表の左欄に掲げる技術者については、それぞれ同表右欄の条件を満たすこと。

技術者	条 件
一級建築士	建築士法（昭和25年法律第202号）第12条から第14条までの規定に基づき実施される一級建築士試験に合格し、同法第4条の規定に基づく免許を受けていること。
二級建築士	建築士法（昭和25年法律第202号）第12条、13条及び第15条の規定に基づき実施される二級建築士試験に合格し、同法第4条の規定に基づく免許を受けていること。
建築設備士	建築士法（昭和25年法律第202号）第20条第5項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有し、建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の19の規定に基づく登録を受けていること。
構造又は設備一級建築士	建築士法（昭和25年法律第202号）第10条の2の2の規定に基づく構造又は設備一級建築士証の交付を受けていること。
積算資格者・CASBEE評価員	1. 積算資格者 公益社団法人日本建築積算協会により実施される建築積算士試験に合格し、登録を受けていること。 2. CASBEE評価員 一般財団法人建築環境・省エネルギー機構により実施されるCASBEE建築評価員試験に合格し、登録を受けていること。

- 19 技術者数、配置技術者の資格、CPD登録者人数及び男女共同参画推進企業認定は、実施要綱第5条第2項第2号に規定する技術者状況調査に基づく報告を行い、入札書提出期間の前日までに県に登録されている最新のデータとする。

技術点に関する調書

入札参加希望者名（構成員名）：

1 技術者数（人）

種別	技術者氏名	技術者氏名	技術者氏名	技術者氏名
技術者数 1 （一級建築士）				
	計	人		
技術者数 2 （二級建築士）				
	計	人		
技術者数 3 （構造又は設備 一級建築士）				
	計	人		
技術者数 4 （建築設備士）				
	計	人		
技術者数 5 （積算資格者・ CASBEE 評価 員）				
	計	人		

2 配置予定技術者

	管理技術者	
配置予定技術者氏名		
調達公告で定める資格の名称 （一級建築士、二級建築士）	名称（ ）	
業務実績名		
実績業務の内容証明書	・ 検査結果通知書 ・ その他契約書等	
実績業務従事役職（管理技術者 等）		
同種業務における成績評定点 80 点以上の業務実績名（最大5件 まで）	業務名（従事役職）	評定点
	（ ）	点
	（ ）	点
	（ ）	点
		点

	()	
	()	点
	計 件	
手持ち業務の状況(入札書提出期間の前日まで)	業務名(従事役職)	契約金額
	()	
	()	
	計 件	千円

備考 同種各業務の検査結果通知書の写しまたは契約書等その業務を担当したことを証する書類の写しを添付すること。

3 配置予定技術者(予備の者)

	管理技術者	
配置予定技術者氏名		
調達公告で定める資格の名称 (一級建築士、二級建築士)	名称 ()	
業務実績名		
実績業務の内容証明書	・検査結果通知書 ・その他契約書等	
実績業務従事役職(管理技術者等)		
同種業務における成績評定点 80 点以上の業務実績名(最大5件 まで)	業務名(従事役職)	評定点
	()	点
	()	点
	()	点
	()	点
	()	点
	計 件	
手持ち業務の状況(入札書提出期間の前日まで)	業務名(従事役職)	契約金額
	()	
	()	
	計 件	千円

備考 同種各業務の検査結果通知書の写しまたは契約書等その業務を担当したことを証する書類の写しを添付すること。

4 会社の手持ち業務件数

種 別	業 務 名	履行期間	共同企業体の場合、他の構成員名及び出資割合（自社：他社）
成果品 重点確 認業務		～	(自社 % : 他社 %)
		～	(自社 % : 他社 %)
		～	(自社 % : 他社 %)
	合 計 件		
成果品 重点確 認業務 以外の 業務		～	(自社 % : 他社 %)
		～	(自社 % : 他社 %)
		～	(自社 % : 他社 %)
		～	(自社 % : 他社 %)
		～	(自社 % : 他社 %)
	合 計 件		

注) 他の構成員が複数の場合は、それぞれの構成員名及び出資割合が分かるように記載すること。

5 CPD登録者

氏名	取得単位数	認定時間	10単位（時間）／年を有する者の人数が3人以上

6 男女共同参画推進企業認定

種 別	認定状況
男女共同参画推進企業認定	有り・無し